

## 経営会議の内容

件名	大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部改正について
所管部	市民経済部 保険年金課
日時・場所	令和2年11月24日(火) 10:30 ~ 11:00 研修室
出席者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、保険年金課長
提出理由	厚生労働省の通知を踏まえ、大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>当該減免制度の周知は現在、どのように行っているか。また、今後はどのように行っていくのか。 (所管部) 毎年、国民健康保険についての案内チラシを作成・配布しており、その中に記事を載せることで周知を図っている。今後はこれに加え、市のホームページへの登載や様々なチラシ類への掲載など、より周知が進むよう、さらなる工夫をしていく。</li><li>事案書には11月の施行予定となっているが、その理由は。 (所管課) 今回の改正の背景である国の基準変更は10月に実施されており、できるだけ速やかな施行としたいと考えている。事務処理の都合上12月となる可能性はあるが、準備が整い次第施行したい。</li><li>国民健康保険税の滞納者も活用できるのか。 (所管課) 滞納有無にかかわらず、活用できる制度である。</li><li>この免除基準の上限引き上げの一方で、減額基準の上限(基準生活費の130%)は変更しないのか。 (所管課) 国の基準で示されているのは免除に関してのみであることや、近年の国民健康保険財政の状況等を考慮し、減額や徴収猶予の基準については据え置くこととする。</li></ul>
会議結果	案のとおり、進めていく。